

3 東彼教告示第4号

押印を求める手続きの見直しのための東彼杵町教育委員会関係
規定等の整備に関する告示

押印を求める手続きの見直しのための東彼杵町教育委員会関係規定等の整備
に関して、別紙のとおり告示する。

令和3年12月22日

東彼杵町教育委員会

教育長 粒崎 秀人

押印を求める手続きの見直しのための東彼杵町教育委員会関係要綱等の整備に関する告示

第1条 次の表の左欄に掲げる要綱、要領のうち同表右欄に掲げる様式中の「印」又は「㊟」を削る。
但し、公印の押印に係るものは除く。

要綱、要領	様式番号等	文書名(様式名)
東彼杵町立小学校及び中学校の施設の開放に関する細則	別記様式	学校の学校施設 使用願

附則

この告示は令和4年1月1日から施行する。